

# 山形県感染症予防計画改定の概要

【位置付け】「感染症法」に基づき、厚生労働省が策定した「感染症予防基本指針」に即して、都道府県が策定するもの 【計画期間】平成30年度から6年間  
【改定の方向性】■本県の結核の低まん延の状況を踏まえ、「山形県結核予防計画」を「山形県感染症予防計画」の一部として整備し、感染症対策として総合的に推進する。  
■改正された「感染症予防基本指針」及び「結核予防指針」の内容を反映し、感染症の国内外の現状と本県の課題を踏まえ、対応する。

## 感 染 症

### 《感染症法の主な改正点（平成26年11月改正）》

- ▶鳥インフルエンザ（H7N9）、MERSを二類感染症へ追加
- ▶全ての感染症について、検体等の提出要請を行うことができる規定の新設
- ▶一類、二類、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症について、検体の採取等に係る規定の整備
- ▶麻しん及び侵襲性髄膜炎菌感染症について、氏名等届出事項の追加
- ▶結核患者への服薬確認指導について、医療機関等と連携して実施するための規定の整備

### 《感染症予防基本指針の主な改正点（平成29年3月改正）》

- ▶検体採取の勧告等の対象者に関する規定の追加
- ▶新型インフルエンザ等感染症の流行に備え、治療に加えて、予防に必要な医薬品の備蓄に努める旨を追加
- ▶地方衛生研究所における検査実施体制の整備及び精度管理の規定の追加

### 《感染症を取り巻く環境》

- ◆国際化の進展などにより海外から感染症が持ち込まれるリスクの増加
- ◆国外におけるエボラウイルス病、ジカウイルス感染症など脅威となる感染症の発生
- ◆国内における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）など人獣共通感染症の発生

### 《本県における課題》

- ◆感染症発生時（緊急時）の感染拡大防止に係る対応や情報提供のあり方
- ◆感染症指定医療機関を中核とした医療体制の確保
- ◆感染症危機管理を担う人材の養成

## 結 核

### 《国結核予防指針の主な改正点（平成28年11月改正）》

- ▶病原体サーベイランスの結果を積極的疫学調査に活用する旨を追加
- ▶患者の生活環境に合わせた服薬確認療法（DOTS）の推進
- ▶潜在性結核感染症（LTBI）の治療の確実な実施による、将来的な患者の減少
- ▶低まん延国化に向けた体制の検討

### 《本県における結核の現状》

- H28 結核罹患率10万人対 7.2 (13.0) = 低まん延化
- H28 新登録中65歳以上割合 75.0% (71.9%) = 患者の高齢化
- H29 結核病床30床 → 結核患者収容モデル病床6床

※（ ）内：全国値

### 《本県の結核に関する課題》

- ◆患者の高齢化による、他疾患での通院・入院者からの発見の増加
- ◆入院病床数の変更に伴う関係機関の連携強化
- ◆服薬の中断解消のためのDOTSのさらなる徹底
- ◆誤解・偏見の解消や有症状者の早期受診のための正確な情報の周知

## 感染症予防計画

### 第1章 総論

#### 第一 感染症予防対策推進の基本的方向

- ・平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点をおいた事前対応型の施策の推進並びに健康危機管理体制の強化を図る。
- ・ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得ながら積極的に予防接種を推進していく。

#### 第二 地域の実情に即した感染症の発生予防及びまん延防止の施策に関する事項

- ・感染症の病原体を迅速かつ正確に特定できる体制を構築し、病原体を適正に管理するとともに、検査の精度管理により信頼性を確保する。
- ・食品・環境・動物衛生担当部門、医師会、国、近隣自治体や市町村等と連携して対策を講じる。
- ・患者等の人権を尊重し、検体採取や入院等の措置を適切に実施する。

#### 第三 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・感染症指定医療機関を中核とする地域医療体制の強化及び全県的な医療連携体制を構築する。
- ・新型インフルエンザ等感染症の流行に備え、予防又は治療に必要な医薬品の備蓄を図る。

#### 第四 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項

- ・県民が感染予防対策を講じるうえで有益な情報を、患者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、あらゆる情報提供媒体を駆使し、理解しやすい内容で提供していく。

#### 第五 研究推進、人材養成、知識普及、その他感染症予防の施策に関する重要事項

- ・専門機関における研修の活用等により、感染症対策の中核を担う人材を養成する。

## 第2章 特定の感染症対策 —結核—

### 第一 結核の発生動向及び原因の究明

- ・結核患者から分離されたすべての菌の確保に努め、検査結果を積極的疫学調査に活用していく。

### 第二 発生の予防及びまん延の防止

- ・高齢者、ハイリスクグループ等における結核患者を早期に発見し、患者の接触者に係る健診を的確に実施する。

### 第三 地域の結核医療連携体制の確立

- ・結核モデル病床を有する医療機関を中核とし、感染症指定医療機関等との連携による適正な医療を提供する。
- ・保健所は、医療機関等との地域連携体制を強化し、LTBIを含めた結核患者にDOTSを軸とした支援を推進する。

### 第四 研究開発の推進

- ・分子疫学的手法を用いた感染源、感染経路の究明に向けた研究を推進する。

### 第五 その他必要な対策

- ・結核対策を推進する人材を養成するとともに、地域における結核医療の相談体制を強化する。
- ・結核に関する適切な情報の公表及び正しい知識の普及を行う。

### 第六 具体的な目標

- 1 成果目標 結核罹患率人口10万人対 **7以下**
- 2 事業目標 ・DOTS実施率95%以上 ・治療失敗・脱落率5%以下 ・LTBI治療完了率85%以上